ＪＲ東労組横浜地本青年連絡協議会

Truth ～真実～

第　１　号

２０２４年１２月２１日発行　　発行責任者　合田智之

ＪＲ東労組→
横浜地本→
公式ＨＰ→

パワハラ・暴行を受けた被害者を加害者とするのは許せない！！

・聞き取りでありのままを話したところ

「反省していない」として反省を強要

・出勤停止２０日間、所定昇給額の

１／２カット、年末手当１５％カットに

加えて出向の２重処分

どちらも憲法違反！！

詳しい経過や問題点について緑の風

（２０２４年１１月２０日発行）の

５、６面をしっかりと読もう！

あなたはどう感じますか？

(5)　2024年11月20日　緑の風　(平成元年9月13日第3種郵便物認可)　第768号

緊急特集

パワハラ・暴行の被害者が加害者とされた!!
不当処分・不当転勤の撤回を求め共にたたかおう!

三島新幹線総合センター武蔵小金駅で社員Aが2020年後半頃から勤務時間中、暴言等を伴うパワハラ・暴行を受ける事象が発生しました。しかし、驚くことにパワハラ・暴行を受けた社員Aが「暴言等の指示に従わず品位を欠き、制止しても暴言を吐き捨てし暴言を負わせたとは社員として恥ずかしく不都合な行為である」（ママ）という理由で処分者となり処分が出されました。JR東労組は、不当処分・不当転勤を許さず、JR東日本に対し、不当処分・不当転勤の撤回を求めたたかいます。金銭負担に関する事象は経過と問題点を明らかにし、金銭負担は共にたたかいましょう！

事象の発端

武蔵小金駅で自動改札業務に従いていた社員Aが、18時30分に「休憩をください」と申し出たが、「内勤は休憩後に勤務シフトで自己申告によって時間外に行なう」と言われ、社員Aは休憩を取ることなく内勤に戻らなかったことに対して「休憩をとらせてください」と言われ、副長Bと口論となって時間外に勤務を行わされました。

社員Aは副長Bに声をかけた後、単信を機をホームへ向かいました。18時30分となりホーム巡回をしていたところ、無線がどこにいるのかを聞かれ、内勤へ戻るよう指示を受け内勤に戻りました。内勤に戻った社員Aは副長Bに「ホームに行くって言いましたよね」と近づたところ、副長Bは「そうだっけ？」「休憩入るからちょっと待って」と言われ、